

# こども青少年局留守家庭児童対策事業等関係業務

## 会計年度任用職員（事務職員）募集要項

### 1 募集人数

期間① 1名

期間② 1名 ※①、②で任用期間が異なります。

### 2 業務内容

こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループが所管する業務に従事

#### (1) 留守家庭児童対策事業

- ア 留守家庭児童対策事業補助金の交付申請受付、交付決定に関する補助業務
- イ 同補助金の申請書類の審査及び現地確認に関する補助業務
- ウ 補助金に係る関係機関との連絡調整に関する補助業務
- エ 補助金の額決定、支払い、精算業務に関する補助業務
- オ 本市主催の研修の実施に関する補助業務

#### (2) その他放課後事業に関連する業務

### 3 応募資格

#### (1) 以下に該当する者

一般的な事務作業（パソコン入力（ワード、エクセル等）、書類確認、電話対応など）の出来る方

#### (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の受験資格をすべて満たす者がこの試験を受けることができます。

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

## 4 任用期間

期間① 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（任期满了日）

期間② 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日（任期满了日）

※いずれも選考として人事評価などを用いた能力実証を前提として、再度の任用がされる場合があります。（2 回まで）

※②については、勤務実績を考慮して、当該年度内で任期を更新される場合があります。

※いずれも業務の縮小及び廃止等がある場合は、この限りではありません。

## 5 勤務条件等

### （1）勤務時間・日数

午前 10 時から午後 4 時 45 分（休憩 45 分）

1 日 6 時間、週 5 日勤務

### （2）休日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

### （3）勤務場所

大阪市西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 3 階

### （4）報酬等 （例）令和 8 年 4 月 1 日採用者の場合

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表 3 における「留守家庭児童対策事業等関係業務」の職に基づき支給します。

報酬 165,300 円～185,832 円（月額）

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に、通勤手当や勤務実績に応じた手当（期末勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。

※報酬等は、募集開始時点のものです。給与改定等により変更されることがあります。

### （5）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

|      |                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次休暇 | 付与日数：期間① 12 日、期間② 10 日<br>付与期間：期間① 令和 8 年 4 月 1 日（任用日）～令和 9 年 3 月 31 日（任期満了日）<br>期間② 令和 8 年 4 月 1 日（任用日）～令和 8 年 9 月 30 日（任期満了日）        |
| 特別休暇 | （有給）<br>・夏季休暇・忌引休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・結婚休暇<br>・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等<br>（無給）<br>・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇<br>・子の看護等休暇※ ・短期介護休暇※ ・ドナー休暇 等 |

その他、育児休業等制度※、介護休暇等制度※、病気休暇制度※あり。（※別途取得要件あり）

#### （６）社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

#### （７）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

※営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

#### （８）その他

受験資格がないこと及び申込みの内容並びに受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法

#### （１）筆記（論文）試験（小論文課題は、解答様式に記載しています。）

※事前にご提出いただきます。

※所定の用紙に、かい書でていねいに記入ください。

#### （２）口述（面接）試験

#### （３）筆記試験及び口述試験の合計得点が一定点数以上の者を合格とし、成績上位者順に名簿登載します。ただし、筆記試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

なお、補欠合格者は、期間①は令和 9 年 2 月 28 日まで、期間②は、令和 8 年 8 月 31 日までの期間において、採用者が辞退した場合や退職等により欠員となった場合に、繰り上げ合格として採用することがあります。

## 7 選考日時及び選考会場

日時：令和 7 年 12 月 24 日（水曜日）

※後日発送する受験票に記載している時間にお越しください。

集合場所：阿波座センタービル3階（大阪市西区立売堀4-10-18）

## 8 申込方法

次の書類等を原則、郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。また、料金不足の場合は受け付けません。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※選考を希望する任用期間（両方も可）に○印を記入してください。

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（2）申し立て書

（3）筆記試験 解答様式（小論文の課題は、解答様式に記載しています。）

（4）返信用定形封筒（長形3号）

受験者のあて先（住所・氏名）を記入し、110円切手を貼付してください。

（受験票の送付用として使用します。）

○採用申込書の受付期間等

ア．申込期間

令和7年12月10日（水曜日）まで（当日必着）

イ．申込書送付先

〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル3階

大阪市こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ

※『こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ 会計年度任用職員採用申込書  
在中』と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

## 9 受験票の送付

受験票は、受験資格を審査のうえ、令和7年12月19日（金曜日）までに到着するよう発送する予定です。令和7年12月19日（金曜日）までに受験票が届かない場合は、令和7年12月22日（月曜日）中に、こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループまでご連絡ください。

## 10 合否の通知

令和8年1月8日（木曜日）頃までに全ての受験者ご本人あて、書面にて郵送します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

## 11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 本採用については、令和8年度の予算発効をもって有効とします。

## 12 問合せ先

大阪市こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ  
〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル3階  
電話番号 06-6684-9573

### 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

#### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・ 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・ 勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・ 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・ 入れ墨の施術を受けないこと